

料金表(平成27年4月1日～)

1割負担者用

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 介護保険に係わる費用					
①介護費用 1割負担	654 円	722 円	797 円	866 円	935 円
②加算費用					
イ 医師配置加算			27 円		
ロ 障害者生活支援体制加算			28 円		
ハ 福祉施設個別機能訓練加算			13 円		
ニ 栄養マネジメント加算			15 円		
ホ 日常生活継続支援加算	48 円(要介護度の高い高齢者を中心とした生活重視型施設としての位置づけを踏まえた加算)				
ヘ 看護体制加算Ⅰ・Ⅱロ	14 円(入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から常勤配置基準を満たした加算)				
ト 夜勤職員配置加算Ⅱロ	19 円(夜間の介護サービスの質の向上・職員の負担軽減から、基準を上回る配置を満たした加算)				
チ 口腔機能維持管理体制加算(月あたり)	32 円(歯科医師等の指導により施設職員の口腔機能維持管理意識と技術が向上することを目的とした加算)				
リ 介護職員処遇改善加算(総単位の5.9%)	51 円	55 円	59 円	63 円	67 円
2 食費	1,480 円				
3 居住費	2,300 円				
利用者負担額合計 (日 額)	4,675 円	4,748 円	4,826 円	4,900 円	4,973 円
(月 額)	(139,263 円)	(141,454 円)	(143,811 円)	(146,002 円)	(148,194 円)

4 介護保険 別途費用(必要時のみ)	日額	内容
福祉施設外泊時費用(月6日まで)	257円(1543円)	病院へ入院した場合、及び外泊を認めた場合(月6回限度)
初期加算(入所日より30日間)	32円(941円)	入所日から30日以内の期間。30日を超える入院後の再入所も同様
退所前後訪問援助加算(入所中1回・退所後1回)	481円	退所後居宅サービスを利用する時、相談援助を行い市町村等に情報を提供した再算定
退所時相談援助加算	418円	入所者や家族へ退所後のサービス提供について相談援助を行なった場合
福祉施設経口移行加算(180日を限度)	30円	経管栄養の方等が経口摂取に移行する為の栄養管理を実施した場合
福祉施設経口維持加算Ⅰ(月あたり6ヶ月を限度)	418円	著しい摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合
福祉施設経口維持加算Ⅱ(月あたり6ヶ月を限度)	105円	摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合
口腔衛生管理加算(月あたり)	115 円	(歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に算定される加算)
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度)	209円	医師が認知症の行動・心理症状のため在宅生活が困難、緊急入所が必要と判断し、入所に至った場合
福祉施設看取り介護加算	151円	看取り介護の体制ができている。死亡日以前4日以上30日以下の場合
	711円	看取り介護の体制ができている。死亡日の前日及び前々日の場合
	1,338円	看取り介護の体制ができている。死亡日の場合
看取りに関する指針について	当施設では看護職員が夜間帯等、不在時でも連絡体制を定め必要に応じ緊急の呼び出しに応じて対応する体制を整えております。看取りに関する指針に定め家族、本人の希望により施設内で終末期を過ごすことが可能です。	

利用者の選択に基づいて行ったサービス費用の実費相当額(特別な食事、理美容代、喫茶等)並びに個人の占有とされる備品の実費はご負担いただきます。

※介護サービス利用者負担額の支払い額が一定の上限額を超えた場合は、高額介護サービス費として償還されます。

料金表(平成27年8月1日～)

2割負担者用

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 介護保険に係わる費用					
①介護費用 2割負担	1,307 円	1,444 円	1,593 円	1,738 円	1,869 円
②加算費用					
イ 医師配置加算			53 円		
ロ 障害者生活支援体制加算			55 円		
ハ 福祉施設個別機能訓練加算			25 円		
ニ 栄養マネジメント加算			30 円		
ホ 日常生活継続支援加算	96 円	(要介護度の高い高齢者を中心とした生活重視型施設としての位置づけを踏まえた加算)			
へ 看護体制加算Ⅰ・Ⅱロ	25 円	(入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から常勤配置基準を満たした加算)			
ト 夜勤職員配置加算Ⅱロ	38 円	(夜間の介護サービスの質の向上・職員の負担軽減から、基準を上回る配置を満たした加算)			
チ 口腔機能維持管理体制加算(月あたり)	63 円	(歯科医師等の指導により施設職員の口腔機能維持管理意識と技術が向上することを目的とした加算)			
リ 介護職員処遇改善加算(総単位の5.9%)	100 円	109 円	117 円	126 円	134 円
2 食費		1,480 円			
3 居住費		2,300 円			
利用者負担額合計 (日額)	5,569 円	5,716 円	5,872 円	6,019 円	6,165 円
(月額)	(165,126 円)	(169,508 円)	(174,221 円)	(178,604 円)	(182,987 円)

4 介護保険 別途費用(必要時のみ)	日額	内容
福祉施設外泊時費用(月6日まで)	514円(3085円)	病院へ入院した場合、及び外泊を認めた場合(月6回限度)
初期加算(入所日より30日間)	63円(1881円)	入所日から30日以内の期間。30日を超える入院後の再入所も同様
退所前後訪問援助加算(入所中1回・退所後1回)	962円	退所後居宅サービスを利用する時、相談援助を行い市町村等に情報を提供した再算定
退所時相談援助加算	836円	入所者や家族へ退所後のサービス提供について相談援助を行なった場合
福祉施設経口移行加算(180日を限度)	59円	経管栄養の方等が経口摂取に移行する為の栄養管理を実施した場合
福祉施設経口維持加算Ⅰ(月あたり6ヶ月を限度)	962円	著しい摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合
福祉施設経口維持加算Ⅱ(月あたり6ヶ月を限度)	209円	摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合
口腔衛生管理加算(月あたり)	230 円	(歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に算定される加算)
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度)	418円	医師が認知症の行動・心理症状のため在宅生活が困難、緊急入所が必要と判断し、入所に至った場合
福祉施設看取り介護加算	301円	看取り介護の体制ができています。死亡日以前4日以上30日以下の場合
	1,422円	看取り介護の体制ができています。死亡日の前日及び前々日の場合
	2,676円	看取り介護の体制ができています。死亡日の場合
看取りに関する指針について	当施設では看護職員が夜間帯等、不在時でも連絡体制を定め必要に応じ緊急の呼び出しに応じて対応する体制を整えております。看取りに関する指針に定め家族、本人の希望により施設内で終末期を過ごすことが可能です。	

利用者の選択に基づいて行ったサービス費用の実費相当額(特別な食事、理美容代、喫茶等)並びに個人の占有とされる備品の実費はご負担いただきます。

※介護サービス利用者負担額の支払い額が一定の上限額を超えた場合は、高額介護サービス費として償還されます。